

赤ちゃんを出産されるお母さんへ

新生児マス・スクリーニング検査
を受けましょう！



～山梨県からのお知らせです～



新生児マス・スクリーニング検査とは何ですか？

Aスクリーニング検査（ふるい分け）で、疑わしいものを広く拾い上げるためのものです。

隠れている生まれつきの病気を赤ちゃんのうちに見つけて、早期治療につなげることで、突然死や神経障がいを防ぐために行う検査です。新生児期の大切な検査ですので、必ず受けましょう。



どうやって検査するのですが？

A生後5日前後に、出産された医療機関で採血をします。採血回数は1回で、採血量も少量ですので赤ちゃんへの負担は大きくありません。



どんな病気が見つかるのですか？

A山梨県でもタンデムマス法による検査が導入され、現在では20種類の病気を見つけることができます。

具体的にはフェニルケトン尿症などアミノ酸代謝異常症を始め、有機酸・脂肪酸代謝異常症などの病気です。これらの病気は、食べ物から摂った栄養素を体の中で上手く利用できないために、様々な病気の原因となり、放置すると発達遅滞や突然死を起こす可能性があります。



費用負担はどうなりますか？

A山梨県内の医療機関等で生まれた赤ちゃん（里帰りも対象）については、検査費用はかかりません。（県が負担します）

ただし、これまでどおり採血料は別途かかります。（自己負担となります）



Q 検査は必ず受けないといけませんか？

A 基本的には希望される方を対象に行い、強制ではありませんが、障がいの発生予防につながる大事な検査ですので、積極的にお受け頂くことをおすすめします。



Q 再検査や精密検査が必要と言われたら？

A 必ず採血を受けた医療機関を通じてお知らせします。
要精密検査の場合には、受診などの相談支援にあたりお住まいの保健所からも連絡をさせて頂きます。

再検査とは・・

最初の検査で異常とまでは言えないが確実に正常と判断できない場合には、念のために再検査のお願いをすることがあります。

要精密とは・・

異常値が出た場合には、検査の性格上、直ちに病気とは判断できないので、病気を正確に診断するため精密検査のお願いをする事もあります。
必ず産科医療機関の医師の指示に従って下さい。



問い合わせ先（山梨県庁）
健康増進課母子保健・難病担当
TEL:055-223-1496

－山梨県－

H30.4 発行